

【年金だより】

年金加入記録の照会を受付けています

年金記録における問題につきまして、社会保険事務所だけでなく市役所でも国民年金、厚生年金の記録の照会を受付けていますので、市役所本庁、各支所の市民課国民年金担当窓口までお越し下さい。

※なお、電話でも「ねんきんダイヤル」もしくは新潟西社会保険事務所へ問い合わせていただければ、加入記録を文書で郵送してもらうことができます。

(国は平成20年10月までを目途に、加入履歴のある全ての方に対して、加入記録を送付する計画になっています。)

◆持参していただくもの

- ・年金手帳、年金証書等、基礎年金番号がわかるもの
- ・もしくは運転免許証等、本人確認ができるもの

市担当は社会保険事務所へ「被保険者記録照会回答票」の送付依頼や電話で照会をし、管理されている記録をお伝えします。

確認された社会保険庁の記録に対し、疑問あるいは違っていると思われる場合は、「照会申出書」を提出していただき、市から社会保険事務所へ送付します。(社会保険事務所は、提出された「照会申出書」により調査し、申出の記録の有無等について記載した回答書を後日ご本人あてに郵送します)

障害基礎年金受給権者の方で、所得状況届等の提出はお済でしょうか？

7月に新潟西社会保険事務所から所得状況届等の提出が必要な方には、用紙が郵送されています。未提出の場合は、至急提出をお願いします。なお、提出の際には年金受給権者の印鑑をお持ち下さい。(平成18年中の所得について、申告していただく場合があります)

9月の定例社会保険事務相談所 年金相談などお気軽にどうぞ

- ◆トキのむら元気館(新穂瓜生屋362番地1)
- 12日(水) 受付 午後1時30分～3時30分
- 13日(木) 受付 午前9時～11時

年金時効特例法が施行されました

この法律は「厚生年金保険法の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」と呼び、平成19年7月6日に交付され、同日施行されています。

これは今回の年金記録の問題により、記録訂正に伴って年金額が増額されたにもかかわらず、時効(直近5年間以前の分)により全額を受給できないということがないように、全額の年金を支給することを目的として措置されたものです。

◆対象となる方

(1) 既に年金記録が訂正されている方

- ① 年金記録の訂正により年金額が増えた方・・・
[年金(老齢・障害・遺族)の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます]
- ② 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金が支給されることとなった方・・・
[年金(老齢・障害・遺族)の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます]
- ③ ①や②に該当する方が亡くなっている場合には、その遺族の方・・・[未支給年金の時効消滅分が支払われます]

※ただし、遺族には範囲と条件があります

(2) 今後、年金記録が訂正される方

- ④ 今後、年金額が訂正された結果、①～③と同じように年金額が増える方・・・[増額された老齢・障害・遺族年金や未支給年金が全期間分支払われます]

年金時効特例法の施行に伴う手続きおよび詳しい内容のお問い合わせは、新潟西社会保険事務所へお願いします。

◆お問い合わせ

- ・新潟西社会保険事務所
☎025-225-3001
- ・ねんきんダイヤル
☎0120-657830
- ☎0570-05-1165
- ・市役所 市民課(国保年金係)
☎63-5112
- ・各支所市民課 国民年金担当係

